青森県教育委員会第七百三十三回定例会

Ξ 場期 そ 議 開 所 日 職への 議議議議 案案案案案 員 仮 他 会 第第第第四三十一号号号号 の称 教 平 懲し 育成 庁 二 戒青 教 十 処 森 関 議 分 県 青公学学 す 育 ·委員会 |年二月| 森立校校 の立 る 状 特 条県幼職職 次 例立稚員員 況 別 室三日 施学園のの に支 第 つ援 行校の人人 い学 規の廃事事 て校 則学止にに の校のつつ 教 底 窓 い 可 て て 育 部 推 を学に 進プラン 改正する#子校歯科医いて…… 規 案) 及 則び に 案 学 つ 校 い 薬 7 剤 師 の 非非 公 公公 務 開開 災 のの 害 会 会 補

償

に

1

2

6 4 議議

水

四

閉

会

議案第三号

公立幼稚園の廃止の認可について

十和田市教育委員会より認可の申請のあった公立幼稚園の廃止については、次のとおり認可する。

十和田市立沢田幼稚園	名称
十和田市大字沢田字田屋二九	位 置
平成二十三年三月三十一日	廃止の時期

議案第四号

青森県立学校の学校医、 学校 歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償 に 関す る条例 施 行

規則の一部を改正する規則案

す る 青 森 烈見を次る 県 (立学校) のように定め の学校医、 る。 学校歯 科医及び学校薬剤 師 の 公務災害補 償 に 関 する条例 施 行 規 則 の 部 を 改

改正する規則青森県立学校の 改 の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤 師 の 公務災害補 償に 関 する条例 施 行 規 則 の 部 を

年三月青森県教委員 森県立学校 の学校医、 〈会規則第八号)の一部を次のように改正する。,校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害は 公務災害補 償に関する条例施行規 則 (昭 和 五 十八

第三号樣式 の(その一) の 〔注意事 項 〕 の 4 中「 14) H 典 闸 張 賛 を発 詘 र्ज . る場合 ſΊ À 4 9 ŊШ 例 画 7 EE

めいた。」を削る。

め、 第三号様式 同 5 中「なお、 の(その二) 郵便振替 の 〔注 を希望す 意 事 項 の 4 中 その写 所轄社会 を届け出 保険 ## 绕 严 ۴ 靴 _ を を削 肥 。 る。 酃 年 金 ## 毲 肥 縱 に 改

第三号樣式 の (その四) の)〔注意 事 ず項〕の4中「 な)) 郵便振 賛 るをごる 望す Ø 転 □⟩ rī À M ψ 9 7)[[例 圃 7 EE

めいた。」を削る。

め、 第三号 同 中「 樣 式 なな の , 9) (その 期便: 五 振 該 の 例 雅組 注 意 ज 事 あり 項 ⋾ の ſΊ 2 中 歼 ф 0 所轄社会 加口 例 保険事 囯 7 Ė 绕 М (1 严 船 \wedge を を削 疋 る。 酃 年 佣 # 務 严 # に 改

の 八)の〔注意事項〕の2及び第五号様式の〔注意 一号様式 の (その六) ℃。」を削る。 の〔注意事項〕の 6 同樣: 事項〕の5中「なみ 式の (その-七)の 〔注意 典 便振替 事 項 発発 の 2 、 詘 ज् Ø 同 転 樣 □₿ 式 'n の(そ À

やの画を画け出ること。」を削りまれる 飮 寐 傸 事務所等」 を「所轄年金事務所等」に改める。 第十二号様式、 第十四号様式、 第十五号様式及び第十六号様 式中「 严 語社

附則

この規則は、公布の日から施行する。

\ \

提案理由

の整理を行うため提案するものである。 日本年金機構設立に伴う社会保険庁の 廃止により社会保険事務所の名称を改めることとし、 その他所要

[その他]

(仮称)青森県立特別支援学校教育推進プラン(案)について

青森県教育委員会

1 教育推進プラン(案)の概要

(1) 経緯

近年、幼児児童生徒の障害が重度・重複化、多様化の傾向

学校教育法の一部改正により、盲・聾・養護学校が障害種別を超えた対応が可



青森県特別支援学校在り方検討会議を設置し、今後の在り方について諮問



在り方検討会議の答申を受け、具体的な実施計画を検討

(2) 基本方針

複数の障害種別に対応した教育の充実 学校規模が大きい特別支援学校の学習環境の充実 高等部教育の充実 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

(3) 実施計画[前期(平成 23 年度~25 年度) 後期(平成 26 年度~28 年度)] 前期実施計画【平成 23 年度~25 年度】

[表1]取組内容

区分	基本方針	実施計画	対象学校等	実施内容
1		知的障害と肢体不自由の複数の 障害種別に対応した教育の充実	七戸養護学校 むつ養護学校	肢体不自由部 門の整備
2		病弱・身体虚弱を対象とする特 別支援学校の高等部教育の充実	青森若葉養護 学校	高等部の設置
3		聴覚障害を対象とする特別支援 学校による特別支援教育のセン ター的機能の充実	弘前聾学校	支援拠点とし て拡充

[表2]検討内容

区分	基本方針	実施計画	対象学校等	実施内容	
1		知的障害と肢体不自由の複数の 障害種別に対応した教育の充実	森田養護学校	後期実施に向 けた検討	
2		聴覚障害を対象とする特別支援 学校による特別支援教育のセン ター的機能の充実	青森聾学校 八戸聾学校	後期実施に向けた検討	
3		学校規模が大きい特別支援学校 の学習環境の充実に向けた検討	八戸第二養護 学校	後期実施に向 けた検討	
4		知的障害を対象とする特別支援 学校高等部の職業教育の充実に 向けた検討	三八地区 中南地区	後期実施に向けた検討	
5		視覚障害を対象とする特別支援 学校の特別支援教育のセンター 的機能の充実に向けた検討	県立盲学校 八戸盲学校	後期実施に向 けた検討	

後期実施計画【平成26年度~28年度】

前期実施計画の実施状況を踏まえ、平成25年度に後期実施計画を策定する。

2 今後のスケジュール

実施計画(案)公表 2月12日(金)

パブリックコメント実施 2月15日(月)

(地区説明会の実施) □ [約40日]

3月26日(金)

実施計画(成案)公表 7月上旬予定

〔その他〕

職員の懲戒処分の状況

平成22年2月(1月1日~1月31日分)

青森県教育委員会

事案 1 被処分者 三八地域八戸市の中学校 教諭(34歳 男性)

事件の概要等 人身事故(治療期間が30日以上3月未満)

・平成20年3月17日(月)午後4時45分頃

・八戸市内の国道

・自動車で走行中、前方不注意により自動車に衝突し、

自動車7台が絡む多重衝突事故を起こしたもの。

・事故の相手方(男性3名、女性1名 約1週間~1

ヶ月の加療)

処分内容 戒告

処分年月日 平成22年1月15日

事案 2 被処分者 西北地域の高等学校 技能職員(40歳 男性)

事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)

・平成21年9月28日(月)午前11時8分頃

・南津軽郡田舎館村内の県道

・最高速度 4 0 km/h のところ、7 0 km/h で走行

処分内容 戒告

処分年月日 平成22年1月8日